

金沢港利用拡大支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 一般社団法人金沢港振興協会会長（以下、「会長」という。）は金沢港の振興を図るため、金沢港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主のうち、当該年度において過去3カ年度の平均利用実績（以下、「過去実績」という。）より金沢港の利用を拡大しようとする者（以下、「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「荷主」とは、国際海上物品運送法（昭和32年6月13日法律第172号）第7条に規定する船荷証券（以下「船荷証券」という。）に記載された荷送人又は荷受人若しくはこれと同等と認められる者をいう。
- （2）「T E U」とは、コンテナ貨物の貨物量を表す単位で、船荷証券等により確認することが可能な20フィートコンテナに換算したコンテナ個数とする。
- （3）「過去実績」とは、過去3カ年度の金沢港でのコンテナ貨物利用実績の平均とし、当該補助金を受給した場合、適用した過去実績は3カ年度変更しないものとする。

ただし、本助成制度の適用を過去に受けたことがなく、連続した利用が3カ年度に満たない場合は、前年度の貨物量を過去実績として申請し、連続した利用が3カ年度に達するまでの間、過去実績となる前年度の貨物量は毎年更新するものとし、7年目以降も同様とする。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金交付の対象となる事業者は、日本国内に事業所を有し、金沢港を過去3カ年度連続して利用した金沢港利用促進協議会の会員企業で、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、事業者が貨物利用運送事業法（平成元年12月19日法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業として実施する場合を除く。

- （1）金沢港発着のコンテナ貨物船を利用する荷主で、全方面の過去実績より50 T E U以上利用実績が増加した者。
- （2）金沢港発着のコンテナ貨物船を利用する荷主で、別に定める東南アジア諸国の港との輸出入において過去実績より20 T E U以上利用実績が増加した者。

（補助金の交付額）

第4条 前条第1号及び第2号の要件を満たす事業者に対する補助金の額は、過去実績より増加した実績（以下「実績」という。）1TEUにつき2,000円とする。ただし、一事業者に対する補助金の総額は、前条第1号及び第2号とあわせて、全方面の過去実績が1,000TEU以上の場合200万円、500TEU以上1,000TEU未満の場合150万円、500TEU未満の場合100万円を上限とする。

2 前項の規定に関わらず、第2条のただし書に該当する、連続した利用が3カ年度に満たない事業者に対する補助金の総額は、それぞれ過去実績にかかわらず100万円を上限とする。

3 前条第1号、及び第2号については、同一貨物による重複申請を可能とする。

（事業者の認定申請）

第5条 第3条に規定する要件を満たすことが見込まれる荷主で、補助金の交付を受けようとする事業者は、当該年度の10月31日までに、事業者認定申請書（別紙様式第1号）を会長あてに提出するものとする。

なお、提出期限後の提出については、会長が別に定める。

2 会長は、事業者認定申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、補助金交付の対象と見込まれる事業者に対して、事業者認定通知書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

（利用計画の変更）

第6条 事業者認定通知書の交付を受けた事業者は、次の各号に該当する場合には、利用計画変更（中止）届（別紙様式第3号）をすみやかに会長に提出しなければならない。

- （1）当該年度の利用計画に対して、第3条1号と第3条2号を合わせた利用見込みが30%以上変動することが年度途中で明らかとなったとき。
- （2）当該年度において、第3条に掲げる補助金の交付要件を満たすことが不能になったとき。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第7条 事業者認定通知書の交付を受けた事業者は、当該年度における金沢港の利用を完了し、第3条第1号実績、又は同条第2号実績が確定したのち、補助金交付申請書兼実績報告書（別紙様式第4号）を当該年度内に会長に提出するものとする。

2 会長は、補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、適

正と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、すみやかに事業者に対し、補助金交付決定（確定）通知書（別紙様式第5号）により通知するものとする。

- 3 会長は、前項の審査のため必要があるときは、事業者の金沢港利用実績等を調査し、関係機関に照会することができる。

（補助金の支払い）

第8条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。

- 2 支払いを受けようとする事業者は、補助金交付請求書（別紙様式第6号）を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、補助金交付請求書を受理したときは、30日以内に事業者に対し支払うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。